

自衛官候補生の居住場所に関する訓令（平成22年防衛省訓令第27号）第3条の規定に基づき、航空自衛隊の自衛官候補生の居住場所の特例に関する達を次のように定める。

平成22年7月29日

航空幕僚長 空将 外菌 健一郎

航空自衛隊の自衛官候補生の居住場所の特例に関する達

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊の自衛官候補生（以下「自衛官候補生」という。）の居住場所の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（居住場所の特例措置の要件）

第2条 自衛官候補生の居住場所に関する訓令（以下「訓令」という。）第2条に規定する教育訓練を受けている部隊の長から自宅又は家族の住居において療養することを命ぜられた場合とは、航空自衛隊療養実施細則（昭和42年航空自衛隊達第43号）第11条第1項又は第2項の規定により、自衛官候補生が基地業務担当部隊等の長から帰郷療養又は継続帰郷療養の承認を受け、教育訓練を受けている部隊の長からこれらの療養を命ぜられた場合をいう。

（居住場所の特例措置の終了）

第3条 自衛官候補生に対し教育訓練を行う部隊の長は、営舎外居住をしている自衛官候補生について、帰郷療養又は継続帰郷療養をする必要がなくなったときは、直ちに当該自衛官候補生を訓令第1条に規定する営舎に居住させるものとする。

（委任規定）

第4条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、自衛官候補生に対し教育訓練を行う部隊の長が定める。

附 則

この達は、平成22年7月29日から施行する。